

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）及び電気通信事業報告規則（昭和六十二年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案新旧対照表

・電気通信事業法施行規則関係

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）		様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）	
提供する電気通信役務		提供する電気通信役務	
電気通信役務の種類		電気通信役務の種類	
1	加入電話	1	加入電話
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）
4	国際電話等	4	国際電話
	国際総合デジタル通信サービス		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	5	公衆電話
6	携帯電話	6	三・九世代移動通信システムを使用するもの
	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	7	PHS
8	IP電話	8	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
<u>9</u>	<u>衛星移動通信サービス</u>	<u>9</u>	FMCサービス
<u>10</u>	<u>FMCサービス</u>	<u>10</u>	インターネット接続サービス（ <u>携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。</u> ）
<u>11</u>	<u>インターネット接続サービス</u>		

<u>12</u>	F T T Hアクセスサービス	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
		共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの	
<u>13</u>	D S Lアクセスサービス		
<u>14</u>	F W Aアクセスサービス		
<u>15</u>	C A T Vアクセスサービス		
<u>16</u>	携帯電話・P H S <u>アクセス</u> サービス		
<u>17</u>	三・九世代携帯電話 <u>アクセス</u> サービス		
<u>18</u>	フレームリレーサービス		
<u>19</u>	A T M交換サービス		
<u>20</u>	公衆無線L A Nアクセスサービス		
<u>21</u>	B W Aアクセスサービス		
<u>22</u>	I P - V P Nサービス		
<u>23</u>	広域イーサネットサービス		
<u>24</u>	<u>衛星アクセスサービス</u>		
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの	
		国際電気通信役務であるもの	
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
27	インターネット関連サービス（I P電話を除く。）		
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合	
		受付及び配達の業務を行わない場合	
29	上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供す

<u>11</u>	F T T Hアクセスサービス	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
		共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの	
<u>12</u>	D S Lアクセスサービス		
<u>13</u>	F W Aアクセスサービス		
<u>14</u>	C A T Vアクセスサービス		
<u>15</u>	携帯電話・P H S <u>端末インターネット接続</u> サービス（ <u>三・九世代携帯電話</u> <u>話端末インターネット接続サービスであるものを除く。</u> ）		
<u>16</u>	携帯電話・P H S <u>パケット通信アクセス</u> サービス（ <u>三・九世代携帯電話</u> <u>パケット通信アクセスサービスであるものを除く。</u> ）		
<u>17</u>	三・九世代携帯電話 <u>端末インターネット接続</u> サービス		
<u>18</u>	<u>三・九世代携帯電話パケット通信アクセス</u> サービス		
<u>19</u>	フレームリレーサービス		
<u>20</u>	A T M交換サービス		
<u>21</u>	公衆無線L A Nアクセスサービス		
<u>22</u>	B W Aアクセスサービス		
<u>23</u>	I P - V P Nサービス		
<u>24</u>	広域イーサネットサービス		
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの	
		国際電気通信役務であるもの	
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
27	インターネット関連サービス（I P電話を除く。）		
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合	
		受付及び配達の業務を行わない場合	
29	上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。

2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供す

る場合は「卸」と記入すること。

3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとはその端末系伝送路において人工衛星を経由して提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7又は8に限る。）により記入すること。

6 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

る場合は「卸」と記入すること。

3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7又は8に限る。）により記入すること。

4 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。

6 5に定めるもののほか、電気通信役務の種類については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。

7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 <u>衛星移動通信サービス</u> <u>利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。)</u>を用いて提供される電気通信役務であつて、<u>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるものをいう。</u></p> <p>六〜十 (略)</p> <p>十一 <u>携帯電話・PHSアクセスサービス</u> <u>利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)</u>を用いてインターネットへの<u>接続点</u>までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの<u>接続点</u>までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。</p> <p><u>十二</u> <u>三・九世代携帯電話アクセスサービス</u> <u>前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システム(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)</u>を用いて提供されるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 <u>FMCサービス</u> <u>利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務をいう。</u></p> <p>六〜十 (略)</p> <p>十一 <u>携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス</u> <u>利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載した携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)</u>及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。</p> <p><u>十二</u> <u>携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス</u> <u>利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)</u>を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であつて、その伝送方式に<u>パケット伝送方式を用いるものをいう。</u></p> <p><u>十三</u> <u>三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス</u> <u>第十一号に掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システム(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。)</u>を用いて提供されるものをいう。</p>

十三～一八 (略)

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	(略)
総合デジタル通信サービス	(略)	(略)
公衆電話	(略)	(略)
携帯電話	(略)	(略)
P H S	(略)	(略)
I P 電話(当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を	(略)	(略)

十四 三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス 第十二号に掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システムを用いて提供されるものをいう。

十五～二十 (略)

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内(様式第一第二表、様式第二及び様式第四によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第一第二表、様式第二及び様式第四によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	(略)
総合デジタル通信サービス	(略)	(略)
公衆電話	(略)	(略)
携帯電話	(略)	(略)
P H S	(略)	(略)
I P 電話(当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号又は第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を	(略)	(略)

使用するものに限る。)		
衛星移動通信サービス	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	様式第六
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数等（インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数をいう。）が五万以上であるもの	様式第七
FTTHアクセスサービス	(略)	(略)
DSLアクセスサービス	(略)	(略)
CATVアクセスサービス	(略)	(略)
FWAアクセスサービス	(略)	(略)
携帯電話・PHSアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十一

使用するものに限る。)		
FMCサービス	FMCサービスを提供する電気通信事業者であつて、電気通信番号規則第九条第一項第三号若しくは第四号又は第十条第一項第一号若しくは第二号に規定する電気通信番号の指定を受けたもの	様式第六
インターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）の契約数等（インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数をいう。）が五万以上であるもの	様式第七
FTTHアクセスサービス	(略)	(略)
DSLアクセスサービス	(略)	(略)
CATVアクセスサービス	(略)	(略)
FWAアクセスサービス	(略)	(略)
携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末イン	基地局を設置して携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末イン	様式第十一

三・九世代携帯電話アクセスサービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
BWAアクセスサービス	(略)	(略)
公衆無線LANアクセスサービス	(略)	(略)
IP-VPNサービス	(略)	(略)
広域イーサネットサービス	(略)	(略)

- 2 (略)
- 3 (略)

端末インターネット接続サービスであるものを除く。)	インターネット接続サービスであるものを除く。)を提供する電気通信事業者	
携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。)	基地局を設置して携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。)を提供する電気通信事業者	
三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	様式第十二
三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	基地局を設置して三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	
BWAアクセスサービス	(略)	(略)
公衆無線LANアクセスサービス	(略)	(略)
IP-VPNサービス	(略)	(略)
広域イーサネットサービス	(略)	(略)

- 2 (略)
- 3 (略)

様式第1 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 加入電話及び総合デジタル通信サービス

事業者名

サービスの種類及び インターフェースの種別	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに記載すること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに記載すること。
- 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。
- 4 記載する「サービスの種類及びインターフェースの種別」の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類

(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種類)

事業者名

<u>全 国 合 計</u>	<u>契 約 数</u>

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェースの種類ごとに別業とすること。
- 3 「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、上段に事務用の契約数を、中段に住宅用の契約数を、下段に契約数の合計を、それぞれ記載すること。

様式第1（第2条第1項関係）

第2表

電気通信役務契約等状況報告						
都道府県別単位料金区域別契約数						
年3月31日現在						
サービスの種類						
(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別)						
事業者名						
都道府県	単位料金区域	区 分				合 計
		事務用	住宅用	区分なし	小 計	
合 計						
参考事項						

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別ごとに別業とすること。
- 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分が無い場合には「区分」

様式第1（第2条第1項関係）

第2表

電気通信役務契約等状況報告		
都道府県別単位料金区域別契約数		
年3月31日現在		
サービスの種類		
(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別)		
事業者名		
都道府県	単位料金区域	契約数
	<u>小 計</u>	
	<u>小 計</u>	
合 計		

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別ごとに別業とすること。
- 3 「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、単位料金区域ごとに上段に事務用の契約数を、中段に住宅用の契約数を、下段に契約数の

なし」の欄に記載すること。

4 番号ポータビリティ機能（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格X0401に規定する都道府県コード（以下「都道府県コード」という。）の番号の順序によること。

7 記載する都道府県及び単料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

合計を、それぞれ記載すること。

4 「都道府県」及び「単料金区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

様式第 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

年 3 月 3 1 日現在

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都 道 府 県	区 分		合 計
	第一種公衆電話機	第一種公衆電話機以外	
合 計			

- 注 1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別葉とすること。
- 2 第一種公衆電話機及び第一種公衆電話機以外に分けて記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

年 3 月 3 1 日現在

サービスの種類 (細区分) _____

事業者名 _____

都 道 府 県	設 置 台 数
合 計	

- 注 1 契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。
- 2 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1 携帯電話、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話(携帯電話の内数とする。)
及びPHSごとに別葉とすること。

2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信

様式第3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 (細区分) _____

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
	<u>三・九世代移動通信システムに係るもの</u> <u>(PHSの場合は記載を要しない。)</u>
合 計	
参 考 事 項	

注1 携帯電話及びPHSごと (契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)
と)に別葉とすること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合

事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。
なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
おつて、当該契約が電気通信番号を付与しないサービスの場合には、回線数を自らの契約数として含めること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

5 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信役務提供事業者（その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務（当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せずに提供されるものに限る。）を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。）をいう。以下同じ。）がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話又はPHSに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

6 二の契約を一のSIMカード（携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。

7 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

8 注4から注7に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。

3 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信役務提供事業者（その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務（当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せずに提供されるものに限る。）を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。）をいう。以下同じ。）がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話又はPHSに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

5 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別優先電話契約数

年3月31日現在

サービスの種類 優先電話

事業者名 _____

都道府県	<u>サービスの種別</u>		
合計			

注1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP電話、携帯電話又はPHSをいう。以下同じ。）について、サービスの種別ごとに記載すること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

3 記載する都道府県及びサービスの種別の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別優先電話契約数

年3月31日現在

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都道府県	<u>契約数</u>
合計	

注1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP電話、携帯電話又はPHSをいう。）について記載すること。

2 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第2条第1項関係）

第2表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別機関別優先電話契約数

年3月31日現在

サービスの種類 優先電話

事業者名

<u>都道府県</u>	<u>機 関</u>			<u>合 計</u>
<u>合 計</u>				

注1 優先電話について、電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関ごとに記載
すること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号
の順序によること。

3 記載する都道府県及び機関の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 5 (第 2 条第 1 項関係)

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告			
利用数			
年 月 日現在			
サービスの種類 <u>IP 電話</u>			
事業者名 _____			
<u>端末系伝送路</u>	<u>電気通信番号の種別</u>		合 計
<u>設備の種別</u>	<u>0 A B ~ J 番号</u>	<u>0 5 0 番号</u>	
<u>合 計</u>			
<u>参考事項</u>			

- 注 1 IP 電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。
- 3 電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
- 5 端末系伝送路設備の種別が把握できない場合には、「その他」の項を追加し、同項に

様式第 5 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
利用数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>IP 電話</u>	
事業者名 _____	
<u>利 用 数</u>	

- 注 1 IP 電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。
- 3 電気通信事業法施行規則第 1 4 条第 3 号に規定する電気通信役務を提供している場合には、これを再掲すること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合は、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

これを記載すること。

6 O A B～J 番号を用いているもののうち、電気通信事業法施行規則第 1 4 条第 3 号に規定する電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項にこれを記載すること。

7 注 6 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第5（第2条第1項関係）

第2表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別利用数

年3月31日現在

サービスの種類 IP電話（OAB～J番号に限る。）

事業者名

<u>都道府県</u>	<u>利用数</u>
<u>合 計</u>	
<u>参 考 事 項</u>	

注1 IP電話（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に限る。）

のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

3 番号ポータビリティ機能を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能の利用数を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

6 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

回線数

年 月 日現在

サービスの種類 衛星移動通信サービス

事業者名

<u>無線設備の規格の種別</u>	<u>回線数</u>
<u>合 計</u>	

注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合 には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。

3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年 月 日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名

<u>電気通信番号の種別</u>	<u>FMCサービスに係る利用数</u>

注1 電気通信番号の種別の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「060」又は「050」を記載すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務 契約によりサービスを提供している場合は、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
プラン別契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名 _____

プラン	固定通信向け	移動通信向け
<u>従量制</u>	()	()
<u>定額制</u>	()	()
企業向け	()	()
その他	()	()
合計	()	()
参考事項		

注1 インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数を記載すること。なお、括弧内には、インターネット接続サービスの契約を締結した者の数を記載すること。

2 従量制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、従量制料金のみをいう。

3 定額制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、定額制料金のみをいう。

様式第7（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告
プラン別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名 _____

プラン	契約数等
<u>随時接続型</u>	()
<u>常時接続型</u>	()
企業向け	()
その他	()
合計	()
参考事項	

注1 随時接続型とは、加入電話又は総合デジタル通信サービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、従量制料金のみ及び携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス（2に定めるものを除く。）をいう。

2 常時接続型とは、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、総合デジタル通信サービス（定額制料金のものに限る。）、携帯電話（定額制料金のものに限る。）、PHS（定額制料金のものに限る。）又はBWAアクセスサービス（定額制料金のものに限る。）からの接続に対応した

をいう。

4 企業向けとは、専用役務、I P-V P Nサービス、広域イーサネットサービスその他通常個人の利用者が提供を受けることのないサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備に直接その利用者の専用に属する接続用のポートを設定して提供するインターネット接続サービスをいう。

5 「その他」の項は、従量制、定額制又は企業向けのいずれにも属さないインターネット接続サービスの契約数を記載すること。この場合には、「参考事項」の項にそのサービスの概要を記載すること。

6 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は記載しないこと。

7 例えば一の定額制の契約により従量制のサービスの利用が可能な場合のように、一のプランを契約することにより他のプランと同等の利用が可能な場合にはその契約者数は当該一のプランのみに計上すること。

8 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

インターネット接続サービスであつて、定額制料金のもをいう。

3 企業向けとは、専用役務、I P-V P Nサービス、広域イーサネットサービスその他通常個人の利用者が提供を受けることのないサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備に直接その利用者の専用に属する接続用のポートを設定して提供するインターネット接続サービスをいう。

4 「その他」の欄は、随時接続型、常時接続型又は企業向けのいずれにも属さないインターネット接続サービスの契約数を記載すること。この場合には、「参考事項」の欄にそのサービスの概要を記載すること。

5 契約数等の欄には、インターネット接続サービスの契約を締結した者(以下「契約者」という。)の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数を記載すること。なお、括弧内には、契約者の数を記載すること。

6 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は記載しないこと。

7 例えば一の常時接続型の契約により随時接続が可能な場合のように、一のプランを契約することにより他のプランと同等の利用が可能な場合にはその契約者数は当該一のプランのみに計上すること。

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 8 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告							
都道府県別態様別最大速度別契約数							
年 月 日現在							
サービスの種類 <u>F T T H</u> アクセスサービス							
事業者名 _____							
態 様	区 分						合 計
	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの			共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの			
最大速度			小 計			小 計	I R U
都道府県							
合 計							
参考事項							

注 1 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。

2 地方公共団体から I R U (Infeasible Right of User : 破棄し得ない使用权) により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「I R U」の欄に契約数を再掲すること (毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。)

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

様式第 8 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告								
都道府県別態様別最大速度別契約数								
年 月 日現在								
サービスの種類 <u>F T T H</u> アクセスサービス								
事業者名 _____								
態 様	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの				共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの			合 計
				小 計			小 計	
最大速度				小 計			小 計	合 計
都道府県								
合 計								
参考事項								

注 1 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

5 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9及び様式第10 (略)

3 「都道府県」及び「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第9及び様式第10 (略)

様式第 1 1 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>携帯電話・PHSアクセスサービス</u>	
事業者名	
契 約 数	<u>提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの</u>
参 考 事 項	

注 1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

様式第 1 1 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告		
契約数		
年 月 日現在		
サービスの種類 <u>携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービス及び</u> <u>携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービス</u>		
事業者名		
サービスの種類	<u>携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービス</u>	<u>携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービス</u>
契 約 数		
参 考 事 項		

注 1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。

2 自ら提供する携帯電話・PHS 端末インターネット接続又は携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・PHS 端末インターネット接続又は携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

5 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

6 注3から注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第12 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス (再掲)

事業者名 _____

	<u>契 約 数</u>	
<u>都 道 府 県</u>		<u>提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの</u>
<u>合 計</u>		
参 考 事 項		

注1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務によりサービスを提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注2後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載す

様式第12 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス及び三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス

事業者名 _____

<u>サービスの種類</u>	<u>三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス</u>	<u>三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス</u>
<u>契 約 数</u>		
参 考 事 項		

注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務によりサービスを提供している場合には、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。

ること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。

4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

5 注3及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 自ら提供する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス又は三・九世代携帯電話ケット通信アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス又は三・九世代携帯電話ケット通信アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

3 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 1 3 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

様式第 1 3 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注 3 後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載す

注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務により又は他の電気通信事業者との電気通信設備の接続によりサービスを提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

ること。

- 5 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供するBWAアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 8 注4から注7に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第14～様式第29 (略)

- 4 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の欄に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供するBWAアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第14～様式第29 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・P H S 端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第一条第二項第

- 六号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
 - 4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
 - 5 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星移動通信サービス及び衛星アクセスサービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。
 - 6 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスを提供している者（第三項の規定により提出したものとみなされた者を除く。）又は同項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供している者（第四項の規定により提出したものとみなされた者を除く。）は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。
 - 7 電気通信事業報告規則の改正については、報告期限が平成二十五年四月一日以降である報告から適用する。